

一般財団法人 山口県社会保険協会役員退職手当支給規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人山口県社会保険協会の定款第24条に規定する常勤の役員(以下「役員」という。)に対する退職手当の支給に関する事項を定めることを目的とする。

(支給の対象)

第2条 退職手当は役員が退職し、又は解任された場合にその者(死亡による退職の場合は、その遺族)に支給する。

2 前項の規定にかかわらず、当該退職又は解任が禁固以上の刑による処分の場合は、この手当は支給しない。

(支給の割合)

第3条 退職手当の額は、退職の日における俸給月額 \times 100に相当する額に、在職年数を乗じて得た額とする。ただし、在職年数が1年以上5年未満の者については、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に100分の60を乗じて得た額とする。

(在職期間の計算)

第4条 退職手当の算定の基礎となる在職期間の年数の計算については、任命の日の属する月から退職した日の属する月までの月数とする。ただし、役員が60歳に達した後に退職したときは、60歳に達した日の属する月までの月数とする。また、在職期間に1年未満の端数を生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

(端数の処理)

第5条 第3条の規定により算出した支給額に円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(再任等の場合の取扱い)

第6条 役員が任期満了の日又はその翌日に再び同一の役職の役員を命ぜられたときは、その者の退職手当の支給に関しては、引き続き在職したものとみなす。

2 役員が任期満了の日以前において役職を異にする役員を命ぜられたときは、その者の退職手当の支給に関しては、その任命の日の前日に退職したものとみなす。

(遺族の範囲及び順位)

第7条 第2条に指定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 配偶者(婚姻の届け出をしていないが、役員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)
- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者
- (3) 前号に掲げる者のほか、役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者
- (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しない者
 - 2 前項に掲げる者が、退職手当の支給を受ける順位は、前項各号の順位により、第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ同号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし、実父母をあとにし、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母をあとにする。
 - 3 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

(実施に関し必要な事項)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、職員の例に準ずるものとする。

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。